

鈴鹿市上下水道局告示第2号

鈴鹿市水道事業承認工事実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月20日

鈴鹿市上下水道事業管理者 森 健 成

鈴鹿市水道事業承認工事実施要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市水道事業承認工事実施要綱（平成31年鈴鹿市上下水道局告示第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（承認工事の条件） 第3条 承認工事は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める条件を満たす場合に認めるものとする。 （1） 開発行為面積が1ヘクタール未満であって、公道等に口径50mm以下の水道施設を布設する場合 次のアからウまでに定める全ての条件 ア～ウ 略 （2） 前号以外の場合 次のアから<u>エ</u>までに定める全ての条件 <u>ア</u> 施<u>工</u>者は、承認工事申請時において、当該承認工事の標準工事価格に応	（承認工事の条件） 第3条 承認工事は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める条件を満たす場合に認めるものとする。 （1） 開発行為面積が1ヘクタール未満であって、<u>開発区域に面する公道等に横断的に水道施設を布設する場合又は縦断的に口径50mm以下の水道施設を布設する場合</u> 次のアからウまでに定める全ての条件 ア～ウ 略 （2） 前号以外の場合 次のアから<u>エ</u>までに定める全ての条件 <u>ア</u> <u>申請者は、国、地方公共団体又はそれに準じる公共機関等（以下「公共機関等」という。）であること。ただし、承認工事対象区域が開発区域であるときは、この限りでない。</u> <u>イ</u> 施<u>行</u>者は、承認工事申請時において、当該承認工事の標準工事価格に応

じ、鈴鹿市水道工事発注基準 1 (2) の表に定める等級について、鈴鹿市水道工事請負業者格付要綱第 4 条の規定に基づき格付をされた者であること。

イ 略

ウ 公道等に縦断的に布設する場合は、水道施設の口径が150mm以下であること。ただし、管理者が認めたものについてはこの限りでない。

(承認工事の遵守事項)

第 7 条 申請者及び施工者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 施工者は、布設する箇所に既設の給水装置がある場合は、新たに布設する水道施設へ接続すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 施工者は、施工計画等について、あらかじめ管理者の審査を受けること。
この場合において、施工基準その他必要な事項は、管理者の指示に従うこと。

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

じ、鈴鹿市水道工事発注基準 1 (2) の表に定める等級について、鈴鹿市水道工事請負業者格付要綱第 4 条の規定に基づき格付をされた者であること。

ウ 略

エ 開発区域外の公道等に縦断的に布設する場合にあつては、水道施設の口径が150mm以下であること。ただし、管理者が認めたものについてはこの限りでない。

(承認工事の遵守事項)

第 7 条 申請者及び施工者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 施工者は、施工計画等について、あらかじめ管理者の審査を受けること。
なお、施工基準及びその他必要な事項は、管理者の指示に従うこと。

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

附 則

この要領は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。